

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により定めた、令和 7・8 年度において中標津町が発注する建設工事、測量、工事に係る調査・設計等、物品の購入・役務の提供等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を公示する。

令和 6 年 12 月 2 日

中標津町長 西 村 穰

第 1 資格要件

1 資格の種類

競争入札の参加に係る資格審査（以下「資格審査」という。）の対象とする資格の種類は、別表に掲げるものとする。

2 基本的資格要件

中標津町が発注する契約に係る競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）に必要な資格（以下「資格」という。）の要件は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 国税、都道府県税及び本町の町税（国民健康保険税を含む。）を滞納している者でないこと。

3 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 建設工事

ア 次のいずれにも該当すること。

- (ア) 令和 6 年 12 月 1 日現在において、別表に掲げるそれぞれの資格に対応する建設業の許可（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建設業の許可）を受けており、かつ、当該許可を受けてから 2 年以上当該建設業を営んでいること。
- (イ) それぞれの資格に対応する建設業の許可について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受け、総合評定値（P 点）の通知を受けており、かつ、その結果通知の基準日（＝決算日）が令和 5 年 9 月 2 日以降の日のものであつて最新のものであること。
- (ウ) (イ) の経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。
（3 年平均を採用した場合でも、あくまで直前 2 年の各事業年度のいずれかの決算において完成工事高を有していることとなります。）
- (エ) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険にすべて加入している事業所であること。ただし、加入義務のない者については、この限りでない。

イ 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事及び造園工事の 6 業種については、次に掲げる事項について行った審査結果により算出した総合評定数値を勘案して格付するものとする。

(ア) 客観的審査事項

経営事項審査の経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書により評定する。

(イ) 主観的審査事項

町が実施した工事施工成績（中標津町請負工事施工成績評定要領（平成 19 年要領第 5 号）の規定により評定した工事施工成績をいう。）について、前年及び前前年に施工した工事に係る評定点の平均値により評定する。

(2) 土木設計、地質調査、技術資料作成及び造林

次のいずれにも該当すること。

ア 令和 6 年 12 月 1 日現在において、引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。

イ 令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までの間に、その事業に係る事業高を有していること。

ウ 契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む。）数を有していること。（法令等で定めがある場合は、その人数を有していること。）

(3) 建築設計

次のいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 令和 6 年 12 月 1 日現在において、引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までの間に、その事業に係る事業高を有していること。

エ 契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む。）数を有していること。（法令等で定めがある場合は、その人数を有していること。）

(4) 測量

次のいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 令和 6 年 12 月 1 日現在において、引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までの間に、その事業に係る事業高を有していること。

エ 契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む。）数を有していること。（法令等で定めがある場合は、その人数を有していること。）

(5) 物品の購入等

次のいずれにも該当すること。

ア 令和 6 年 12 月 1 日現在において、引き続き 2 年以上その事業を営んでいること。

イ 令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までの間に、その事業に係る売上高を有していること。

ウ 事業に関し法令上必要とする許可、免許、登録等の資格を有していること。

エ 契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む。）数を有していること。（法令等で定めがある場合は、その人数を有していること。）

(6) 役務の提供等

次のいずれにも該当すること。

ア 令和 6 年 12 月 1 日現在において、引き続き 2 年以上その事業を営んでいること。

イ 令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までの間に、その事業に係る実績を有していること。

ウ 事業に関し法令上必要とする許可、免許、登録等の資格を有していること。

エ 契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む。）数を有していること。（法令等で定めがある場合は、その人数を有していること。）

4 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、3 に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、(1) に該当する場合は、3 に規定する資格の種類ごとの要件のうち、建設業に係る完成工事高又は事業に係る事業高にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第 2 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア インターネット申請による場合

令和 6 年 12 月 10 日（火）から令和 7 年 1 月 31 日（金）まで。

イ 郵送による場合

令和 6 年 12 月 10 日（火）から令和 7 年 1 月 31 日（金）まで。（申請期間内必着）

ウ 持参による場合

令和 6 年 12 月 10 日（火）から令和 7 年 1 月 31 日（金）まで。

(土曜日、日曜日及び祝日、12月31日～1月5日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

- (2) 共同企業体
当該共同企業体が結成されたとき。
- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等
(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (5) 町長が特に必要と認めた者
町長の指定する日

2 申請の方法

(1) 申請の方法

ア 建設工事、測量、工事に係る調査・設計等

(ア) 共同審査システムによるインターネット申請とする。

(イ) インターネット環境がないなど、特段の事情がある場合のみ、郵送又は持参による書面申請を受け付ける。

(ウ) 「造林」については、共同審査システム非対応のため、中標津町へ書面申請とする。

イ 物品の購入、役務の提供等、造林

(ア) 書面申請とする。

(イ) 申請書は、郵送又は持参により提出すること。なお、持参の場合は提出のみで、当日の審査は行わない。

(ウ) 申請書と添付書類を1冊のフラットファイル（A4縦、色・留め具指定なし）に綴じること。

(エ) 郵送、持参にかかわらず、返信先の宛名を明記した封筒（長形3号・A4判三つ折用）に110円切手を貼付して申請書と一緒に提出すること。

(2) 申請書様式（書面申請の場合）

ア 中標津町ホームページからダウンロードする。

イ 中標津町役場財政課から郵送により受け取る。〔返信先の宛名を明記した封筒（角2号A4サイズ）と切手180円分を同封〕

ウ 中標津町役場財政課窓口で直接受け取る。

(3) 申請書に添付する書類

中標津町役場財政課で指示する書類

(4) 申請先

ア インターネット申請

北海道市町村入札参加資格共同審査システム URL <https://www.hoctec.info/kyoshin/>

イ 郵送の場合

宛先 〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地

中標津町役場 総務部財政課契約用度係

ウ 持参の場合

提出場所 中標津町役場 庁舎2階202号会議室

第3 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格者の資格は消滅するものとする。

1 第1に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第5 資格審査の再審査

1 競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、資格審査の再審査をするものとする。

(1) 競争入札参加資格者の事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により移転された場合

(2) 競争入札参加資格者である共同企業体の構成員の事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により移転された場合

(3) 競争入札参加資格者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の決定を受けた場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた場合

- (4) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構成員（競争入札参加資格者である組合員に限る。）を変更した場合
- (5) 企業組合である競争入札参加資格者又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合

1 建設工事

資格の種類	左の資格に対応する建設業の許可	建設工事の内容
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製の設備を取付ける工事
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ) 足場の組み立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組み立て等を行う工事 ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ) その他基礎的ないしは準備的工事
石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事

機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組み立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事

2 測量、工事に係る調査・設計等

資格の種類	左の資格に必要な登録	主な業務の内容
測量	測量業者	一般測量のほか、航空測量も含みます。
地質調査		地質又は土質の調査をいい、計測も含みます。
土木設計		土木施設物の設計をいいます。
建築設計	1 級建築士事務所 2 級建築士事務所 ※建築設備設計のみの場合を除く	建築物の設計をいい、建築設備のみの設計を含みます。
技術資料作成		測量、地質調査、土木設計及び建築設計等の上記に掲げる資格以外の建設工事に関連するコンサルタント業務等で、コンピューターを用いた高度な技術資料を作成する業務、各種補償コンサルタント業務、建設工事に関連する環境調査等をいいます。
造林		幡種、保育等をいい、地拵えを含みます。

3 物品の購入等

資格の種類	業務分類
産業用機械器具類	土木建設機械器具、農林業用機械器具、漁業用機器及び資材、設備用機器及び資材、電気・通信機器及び資材、工作機械器具、印刷機器及び資材、建材類、原材料類、農林業用種苗薬品資材類、水道資材、機械修繕、工業薬品・火薬類、その他
医療機器類	医療機器、医療用品類、医薬品、その他
教育研究用機器類	教材用各種用品、理化学機器・計測機器及び資材、図書及び定期刊行物、体育用品、保育用品、動物、その他
事務用機器類	事務用機器、家具・調度品、文具・用紙類、印章、写真類、複写類、製本、その他
車両・車両用品類	自動車、自転車・その他車類、車両用品、車両修繕、その他
油脂・燃料類	車両燃料、暖房燃料、その他
被服・繊維皮革類	被服類、寝具類、靴鞆類、その他
その他物品の購入等	保安消防器材、記章・プレート・旗類・広告用品、看板類、時計・貴金属類、食料品類、金物・陶磁器類、日用雑貨、洗たく、百貨店、その他
印刷物の製造	平版印刷、フォーム印刷、地図印刷、その他
物品の賃貸借	事務用機器、自動車、その他
物品の買受け	各種鋼材・機械器具、特種車両、解体木材・立木、古紙、その他

4 役務の提供等

資格の種類	業務分類
建築物管理業務	建物清掃、貯水槽・浄化槽清掃及び保守管理、警備、機械警備、警備員派遣等、室内環境測定、害虫駆除、電気保安、通信設備保守（無線機、電話機器等）、ボイラー設備保守点検、冷暖房設備保守、防災設備保守、消防用設備保守、昇降機保守、自動ドア保守等（事業別の提出書類については別に定める。）
調査・検査・分析業務	環境、大気、水質、土壌、医療、臨床、漏水、テレビカメラ、電波障害等
調査研究・企画立案業務	統計調査、試験研究分析、構想・計画の企画立案等
電算処理業務	システムの設計開発・保守・維持・運用管理、データ処理、ホームページ作成、P C・サーバ等の保守等
道路施設等保守管理業務	道路、公園、河川、公衆トイレ等の清掃及び保守管理、樹木剪定・草刈等
管渠清掃	下水道管（産業廃棄物収集運搬業許可証、第2種酸素欠乏危険作業主任者、下水道管理技術認定者証）
建造物設置・撤去業務	防雪柵、選挙用掲示場、会場設営
除雪業務	除雪、排雪
施設管理・運営業務	受付、電話交換、施設の管理・運営（設備機器の運転・監視等を除く。）
廃棄物処理業務	一般廃棄物（収集・運搬・処分）、産業廃棄物（収集・運搬・処分）、特別管理廃棄物（収集・運搬・処分）
運送業務	旅客運送、貨物運送
その他	映画・ビデオ製作、給食、クリーニング・リネンサプライ、航空写真撮影、図面・台帳作成、不動産鑑定、看板、広告、企画、医療事務、健康診断、検針、旅行業等